

年	收入		支出	
	同	前	同	前
明治二十三年	26,434	29,822	1,181	1,240
明治二十二年	26,434	29,822	1,181	1,240
明治二十一年	35,541	35,541	1,181	1,240
明治二十年	5,234	5,234	1,181	1,240
明治十九年	8,035	8,035	1,181	1,240
合計	101,457	101,457	101,457	101,457

地方	不納人員		不納金額	
	貧困	怠慢其他ノ事由	合計	公賣及買上件
東京	43	2	45	75
神奈川	477	22	500	56
埼玉	399	2	401	25
合計	876	24	900	156

州	中區		本州		計
	山梨	長野	山梨	長野	
千代田	19	19	19	19	19
茨城	19	19	19	19	19
栃木	19	19	19	19	19
群馬	19	19	19	19	19
長野	19	19	19	19	19
山梨	19	19	19	19	19
静岡	19	19	19	19	19
愛知	19	19	19	19	19
三重	19	19	19	19	19
岐阜	19	19	19	19	19
滋賀	19	19	19	19	19
福井	19	19	19	19	19
石川	19	19	19	19	19
富山	19	19	19	19	19
新潟	19	19	19	19	19
福島	19	19	19	19	19
宮城	19	19	19	19	19
山形	19	19	19	19	19
秋田	19	19	19	19	19
岩手	19	19	19	19	19
青森	19	19	19	19	19
計	19	19	19	19	19

地方	貧困 ノ事由	不納人員 合計	地租 地方稅	市町村稅	合計	公賣代 買上代	公賣代 買上代	買上代	依リ 差押通貨	徵收金 合計
大阪	1,298	400	1,698	2,100	3,798	862	54	2,100	2,100	889
奈良	518	2,031	2,549	1,4	3,993	54	6	2,100	2,100	60
和歌山	3,424	1,425	4,849	9	6,278	105	33	2,100	2,100	137
兵庫	85	22	107	43	150	77	33	2,100	2,100	133
岡山	105	195	300	8	493	77	6	2,100	2,100	361
廣島	433	671	1,104	166	1,900	250	7	2,100	2,100	593
山口	1	1	1	0	2	9	1	2,100	2,100	134
島根	394	558	952	7	1,451	49	3	2,100	2,100	49
鳥取	509	188	697	103	800	53	2	2,100	2,100	103
計	6,880	5,524	12,404	480	17,924	1,730	11	4,640	4,640	2,566
徳島	2,622	1,742	4,364	36	6,100	1,078	55	66	66	1,012
香川	697	1,364	2,061	0	3,425	5	1	66	66	7
愛媛	1,253	1,653	2,906	4	4,560	156	10	66	66	174
高知	296	200	496	3	703	137	8	68	68	227
計	4,988	4,959	9,947	44	14,941	376	74	141	141	1,210
長崎	77	106	183	29	242	127	0	3	3	163
佐賀	510	4,408	9618	1	185	41	9	9	9	410
福岡	175	6	181	50	236	53	35	9	9	89
熊本	39	24	63	0	93	1	1	1	1	20
大分	1,191	150	1,341	4	199	38	1	29	29	165
宮崎	627	6,231	6,858	514	13,602	211	3	30	30	807
鹿兒島	87	18	105	3	110	76	0	1	1	77

總計	北海道	計	明治二十三年度	明治二十二年度	明治二十一年度	明治二十年度	明治十九年度	不納人員 合計	地租 地方稅	市町村稅	合計	公賣代 買上代	公賣代 買上代	買上代	依リ 差押通貨	徵收金 合計
3,050	7,406	10,456	19,865	19,382	18,687	17,052	14,387	6,111	1,218	1,116	2,334	1,078	66	66	2,566	
3,672	6,722	10,394	19,382	18,687	17,052	14,387	11,875	5,968	1,218	1,116	2,334	1,078	66	66	2,566	
3,981	6,111	10,092	18,687	17,052	14,387	11,875	11,111	5,540	1,218	1,116	2,334	1,078	66	66	2,566	
4,491	4,849	9,340	17,052	14,387	11,875	9,340	10,403	5,195	1,218	1,116	2,334	1,078	66	66	2,566	
4,959	4,364	9,323	15,524	14,511	13,602	11,900	11,656	4,959	1,218	1,116	2,334	1,078	66	66	2,566	

明治二十二年十二月法律第三十二號ヲ以テ國稅滯納處分法ヲ定メラレ租稅未納者處分
 方ヲ廢セラレタリ而シテ新法ハ二十三年一月一日ヨリ實施セシガ故ニ累年比較中二十
 二年度ハ新舊處分法ヲ異ニシ隨テ調査ノ事項モ自ラ二様ニ分ル、ト雖モ本表ハ煩ヲ省
 キテ新舊ニ依ルモノヲ併セテ掲載ス又二十一年度以前ハ總テ舊法ニ依ルモノナリ、不
 納人員ノ本年度ニ於テ増加セシハ從來此人員ハ財產差押ヲ爲シ其處分ヲ完結セシ者ノ
 ミヲ調査シタルニ國稅滯納處分法改正ニ際シ府縣ニヨリ其調査區々ニ亘リ單ニ納期ヲ
 過ギ完納セザリシ者等ヲモ算入セシモノアルニ由ルナラン然レモ今遡リテ之ヲ改ムル
 ニ由ナキ故姑ク各府縣ヨリ徵集セシ材料ニ據リテ茲ニ之ヲ舉グ、二十三年度ハ滋賀縣
 所轄神崎、愛知ノ兩郡役所燒失ニ付該二郡ノ調ヲ闕ク又沖繩縣ハ本法ヲ施行セズ、印
 ハ圓位ニ滿タザルモノヲ示ス次表モ之ニ同ジ、本表ノ外不納人員及事由不詳ノモノニ
 十一年度ニ四十四人十九年度ニ百七十二人アリ、表中公賣買上等ノ徵收金合計ト次表
 處分費納濟金額、過剩下戻等ノ金額合計ト符合セザルモノ又本表不納金額ト次表納濟金
 額、上納不足金ト併セテ少差アルハ圓位ノ下ヲ四捨五入セシニ由ル

年 度	不納人員				年 度	不納人員			
	地租	市町村稅	町村稅	合計		地租	市町村稅	町村稅	合計
明治二十四年度	1,424	5,931	7,034	6,722	明治二十三年度	1,354	5,931	7,285	6,722
明治二十三年度	1,354	5,931	7,285	6,722	明治二十二年度	1,284	5,931	7,215	6,652
明治二十二年度	1,284	5,931	7,215	6,652	明治二十一年度	1,214	5,931	7,145	6,582
明治二十一年度	1,214	5,931	7,145	6,582	明治二十年度	1,144	5,931	7,075	6,512
明治二十年度	1,144	5,931	7,075	6,512	明治十九年度	1,074	5,931	7,005	6,442
明治十九年度	1,074	5,931	7,005	6,442					

財 政 土地ニ係ル諸稅金不納公費處分ノ一

不納人員 年 度 地 租 不 詳 合 計

明治二十二年 度 三、六六三 七、九六八 九、三三五 五、九一二 一九、六六八 二、八一三 五、〇九六

明治二十一年 度 四、〇〇九 三、四三九 四、一八六 二、九二一 二、六六三 一、七三三 一、二四〇 三、二九一

國稅滯納處分法ニ依レバ財産差押ヲ受ケ賣却決行ノ前日迄ニ税金及處分費ヲ完納スル
トキハ其差押ヲ解除ス今二十四年度ノ財産差押ヲ受ケタル後税金等ヲ完納セシ者ヲ左
ニ掲グ

地 方	人員	税金	處分費	地 方	人員	税金	處分費	不 納	
								地 租	不 詳 合 計
東 京	五五	二九四	一九四	新 潟	八〇〇	一七四	二五四	九、三三五	一九、六六八
神 奈 川	一四	三	〇	福 島	一〇八七	五七七	三三	一、二四〇	二、八五〇
埼 玉	一五〇	九一	〇	鳥 取	九三九	二四四	一六三	二、九六六	一、八五〇
千 葉	一七三	一九五	〇	西 區 計	四、三三四	一、二七	一、二七	二、九六六	一、八五〇
茨 城	四二四	二六七	〇	德 島	三、二五五	一、二七	一、二七	二、九六六	一、八五〇
栃 木	一八四	六八	〇	香 川	四、六三	二九九	一、二七	二、九六六	一、八五〇
群 馬	五七二	二〇二	〇	愛 媛	一、五一一	四五六	二〇七	二、九六六	一、八五〇
長 野	一、六二〇	五四〇	〇	高 知	七五五	二〇七	二〇七	二、九六六	一、八五〇
山 梨	四五二	二二八	〇	四 國 區 計	五、九九〇	二、〇九一	一、七二	二、九六六	一、八五〇
靜 岡	九一	七八	〇	長 崎	三、〇九九	四一五	二	二、九六六	一、八五〇
三 重	三三	二九	〇	福 岡	二、四一五	三七九	一四	二、九六六	一、八五〇
岐 阜	三三二	一八〇	〇	熊 本	一、三三九	二八	〇	二、九六六	一、八五〇
滋 賀	二四〇	三一	〇	大 分	一、七九	四〇	〇	二、九六六	一、八五〇
福 井	九八	二二	〇	宮 崎	三、七	七	〇	二、九六六	一、八五〇
石 川	八八	二二	〇	鹿 兒 島	一、四六	七三	〇	二、九六六	一、八五〇
富 山	二二	二	〇	九州區計	四、三〇五	一、八六八	九八	二、九六六	一、八五〇
計	八三	四一三	一四	九州區計	二、七三〇	一、五八	六	二、九六六	一、八五〇

中區計	四、五三四	一、八七八	一、三〇	島 根	七三三	三三三	三三	總 計	二、三七一	一、〇、三四八	六九九
-----	-------	-------	------	-----	-----	-----	----	-----	-------	---------	-----

第四五三

土地ニ係ル諸税金不納公賣處分ノ二

明治二十四年度

地 方	公 賣 及 買 上 等 額	徵 收 金	地 租 不 足 金	東 京	神 奈 川	埼 玉	千 葉	茨 城	栃 木	群 馬	長 野	山 梨	靜 岡	愛 知	三 重	岐 阜	滋 賀	福 井	石 川	富 山	計	處 分 費			
																						地 租	市 町 村 稅		
東 京	四一三	一四	三三	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
神 奈 川	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
埼 玉	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
千 葉	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
茨 城	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
栃 木	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
群 馬	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
長 野	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
山 梨	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
靜 岡	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
愛 知	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三 重	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
岐 阜	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
滋 賀	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福 井	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
石 川	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
富 山	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	八三	四一三	一四	四一三	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

財 政 土 地ニ係ル諸税金不納公賣處分ノ二